

工 事 共 通 仕 様 書

第1章 一般事項

1 総則

(1) 適用

- ① 本共通仕様書に規定する事項は、別に定める場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
- ② 本工事に関係しない事項については適用しない。
- ③ すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書などでの互間に相違のある場合の優先順位は次のとおりとする。
 - ア) 現場説明書又は机上説明に対する質問回答書
 - イ) 特記仕様書
 - ウ) 図面
 - エ) 本共通仕様書

(2) 用語の規定

- ① 「監督職員」とは、請負契約書に規定する監督職員をいい、請負者に通達された総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- ② 「請負者」とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- ③ 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- ④ 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- ⑤ 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督職員が請負者等と結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- ⑥ 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、請負者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- ⑦ 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行なうため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- ⑧ 「特記」とは、1. 1 (1) (適用) の③以下に指定された事項をいう。
- ⑨ 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文章をいう。
- ⑩ 「工事関係図書」とは、施工日程、施工計画書、施工図、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- ⑪ 「施工図等」とは、施工図、製作図、機器製作仕様書その他これらに類するものをいう。

⑫ 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行なわれる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。

⑬ 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行なう検査をいう。

(3) 官公署その他への届出手続き等

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行なう。

(4) 別契約の関連工事

別契約の、施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。

(5) 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義を生じたり、現場の納まり又は取り合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。

(6) 発生材の処理等

発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用に努める。

なお、発生材の処理は次による。

① 発生材のうち、発注者に引渡を要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。

引渡を要すると指定されたものは、指示された場所に整理の上、調書を作成して監督職員に提出する。

② 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。

現場において再利用を図ると指定されたものは、当該工事の施工後、監督職員に報告する。

再生資源化を図ると指定されたものは、分別を行い、定められた再生資源化施設等に搬入した後、調書を作成し、監督職員に提出する。

③ ①及び②以外のは工事現場外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律（平成13年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要項（平成5年1月12日付建設事務次官通達）に基づき適正に処理し、第三者に損害を与えることのないようにする。

また、処理の結果を監督職員に報告する。

(7) S I 単位

国際単位系である S I 単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(8) 関係者への広報等

- ① 工事の施工に当たっては、地域住民その他の関係者との間に紛争が生じないように努めるとともに広報等が必要な場合は、速やかに行なう。
- ② 工事に関して、地域住民その他の関係者から説明を求められたり苦情があった場合は、直ちに対応し、誠意を持って解決に当たる。
- ③ 工事の施工上必要な地域住民その他の関係者との交渉は、請負者の責任において行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に提出する。
- ④ ①から③間での交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文章で確認するなど、明確にしておくとともに、その経過を延滞なく監督職員に報告する。

2 工事関係図書

(1) 実施工程表等

- ① 工事の着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- ② 工事の着工に先立ち、工事の総合的な計画書をまとめた総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- ③ 工種別に機器、機材、工法、品質管理などの具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 施工計画書の内容に変更する必要がある場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じる。

(2) 施工図等

施工図等を当該工事に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。

(3) 工事記録

- ① 監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- ② 工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。
- ③ 工事の施工に際し、試験を行なった場合は、直ちに記録を作成する。
- ④ 随時、施工の記録、工事写真等を整備する。

(4) 工事関係提出書類

提出書類については、表-1に示す。

表－1 提出書類

チェック	書類名	部数	備考
<input type="checkbox"/>	工事組織図	部	
<input type="checkbox"/>	緊急連絡体制表	部	
<input type="checkbox"/>	関係諸官庁一覧表	部	
<input checked="" type="checkbox"/>	作業日報	1部	
<input type="checkbox"/>	工事月報	部	
<input type="checkbox"/>	停電作業について	部	
<input checked="" type="checkbox"/>	総合施工計画書（安全衛生含む）	1部	
<input checked="" type="checkbox"/>	施工図	1部	
<input checked="" type="checkbox"/>	工程表	1部	
<input checked="" type="checkbox"/>	使用材料品質保証書	1部	
<input type="checkbox"/>	支給品明細書	部	
<input type="checkbox"/>	貸与品明細書	部	
<input type="checkbox"/>	特別管理産業廃棄物マニフェスト	部	
<input type="checkbox"/>	電気・水道等使用量申込書	部	
<input checked="" type="checkbox"/>	写真	1部	
<input type="checkbox"/>	電子媒体	部	
<input checked="" type="checkbox"/>	完成図書	1部	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他必要な書類	1部	
<input type="checkbox"/>	保証書	部	

3 工事現場管理

(1) 施工管理等

- ① 請負者は、設計図書に適合する工事項目を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行なう。
- ② 工事施工に携わる下請請負人に、工事関係図書の内容を周知徹底する。
- ③ 工事請負契約書に規定する現場代理人並びに主任技術者又は管理技術者を定め、工事着手前に監督職員の承諾を受ける。
- ④ 電気保管技術者は当該工事における電気工作物の工事を行うに当たり必要な電気主任技術者又は監督職員の承諾を受けた者とし、適用は特記による。

(2) 施工中の安全確保及び環境保全

- ① 建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規正法、振動規正法、大気汚染

防止法その他の関係法令に従い、建築工事工事公衆災害防止対策要綱及び建築副産物適正処理推進要項に従い、工事施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。

- ② 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他の関係法令等に従ってこれを行なう。

(3) 養生

既存施設部分、工事目的の施工済み部分等について、汚染又は損傷がないよう適切な養生を行なう。

(4) 後片付け

工事の完成に際しては、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行なう。

4 機器及び材料

(1) 機器及び品質等

- ① 工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。
- ② 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。

ただし、J I Sマーク、J A Sマーク及び厚生省令第14号（平成9年3月19日）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。

(2) 機材の搬入・検査

機材の搬入ごとに、監督職員に報告し、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(3) 機材の検査に伴う試験

試験は次の機材について行なう

- ① 機材の各項で指定された機材
- ② 特記に指定された機材
- ③ 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材。
- ④ 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により性能などを証明するものをもって試験に代えることができる。

(4) 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで変質等がないよう保管する。

5 施 工

(1) 施工

施工は、設計図書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図などに従って行なう。

(2) 一工程の施工の確認及び報告

一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員により指示された場合は、その施工が設計図書に適合することを確認する。また、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員に承諾を受けた者が行なう。

(3) 施工の検査等

設計図書に定められた場合、一工程の施工を完了したとき及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。

(4) 施工立会い等

① 次の場合は監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。

ア) 設計図書に定められている場合。

イ) 主要機器を設置する場合

ウ) 施工後に検査が困難な箇所を施工する場合

エ) 総合調整を行なう場合

オ) 監督職員が特に指示する場合

カ) 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時については監督職員の指示を受ける。

6 工事検査

(1) 工事検査

① 工事契約書に規定する工事を完成したときの通知は、下記に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。

ア) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。

イ) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。

ウ) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。

② 通知または請求に基づく工事完了検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。

7 完成図等

(1) 完成時の提出図書

- ① 工事が完成したときは、完成図及び保全に関する資料等を作成し、監督職員に提出する。
- ② 保全に関する資料は、次による。
 - ア) 各設備の機能が十分発揮しうるよう主要機器を含めた装置の取扱い説明及び保守についての事項を記載したもの。
 - イ) 各機器の性能、作動試験等を記載したもの。
- ③ 提出部数は特記がなければ、1部とする。